様式第２（第11条関係）

第一種フロン類充塡回収業者変更届出書

年　　月　　日

岡山県知事　　殿

（郵便番号）
住　　所
氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
登録番号

第一種フロン類充塡回収業者に係る以下の事項について変更したので、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第31条第１項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更理由		

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（届出者が法第29条第１項各号に該当しないことを説明する書類の例）

誓　約　書

第一種フロン類充塡回収業者の変更届出に当たり、届出者及びその役員は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第29条第１項各号の欠格要件のいずれにも該当していないことを誓約します。

なお、登録後において欠格要件に該当することとなったときは、当該登録を取り消されることに異義ありません。

年　　月　　日

岡山県知事　　殿

住所

氏名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

（参考）

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第29条第１項第１号から第６号まで

⑴　心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として主務省令に定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
※精神の機能の障害により第一種フロン類充塡回収業者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

⑵　この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法の規定（引取業者（使用済自動車再資源化法第２条第11項に規定する引取業者をいう。第71条第２項及び第87条第２号において同じ。）、第二種フロン類回収業者又は自動車製造業者等（使用済自動車再資源化法第２条第16項に規定する自動車製造業者等をいう。以下同じ。）に係るものに限る。第51条第２号ロ及び第64条第２号ロにおいて同じ。）又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

⑶　第35条第１項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から２年を経過しない者

⑷　第一種フロン類充塡回収業者で法人であるものが第35条第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその第一種フロン類充塡回収業者の役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの

⑸　第35条第１項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

⑹　法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの